

NPO 法人レセンス秋田フットサルユニオン定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人レセンス秋田フットサルユニオンという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市広面字大袋 3 8-1 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、総合型スポーツクラブを目指す。秋田県内外の地域住民に対し、スポーツを通じ人生の豊かさを提供、子供たちの健全なる成長の手助けと健康増進、クラブの競技ピラミッドの頂点となる各種目のトップチームの強化と育成に関する事業を行い、スポーツにより地域の活性化に寄与することを目的とする。

また、当法人が提供する事業により、秋田県内の若者に対し、企業との連携を通じて県内就職促進にも取り組み、秋田県の人口減少問題の解決にも寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツ大会並びにイベントの企画・運営・支援事業
 - ② カテゴリー別のスポーツチーム・スクール運営事業
 - ③ 地域スポーツ振興事業
 - ④ スポーツ施設の管理・運営事業

- ⑤ スポンサー広告事業
- ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
2 代表理事、副代表理事の合意により減額、免除が可能である。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与なければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の日 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 49 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	佐 々 木 大 輔
副代表理事	青 山 紘 武
理事	松 中 尊
理事	高 橋 怜 佑
理事	佐 藤 駿
理事	杉 山 壱 哉
監事	金 尚 志

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

・ 入会金	正会員	0 円
	賛助会員（個人）	0 円
	賛助会員（法人）	0 円
・ 年会費	正会員	0 円
	賛助会員（個人）	0 円
	賛助会員（法人）	0 円

様式例「役員名簿」

役 員 名 簿

NPO 法人レセンス秋田フットサルユニオン

役職名	(ふりが な) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬 の有 無
代表理事	佐々木大輔 ささきだい すけ		無
副代表理 事	青山紘武 あおやまひ ろむ		無
理事	松中尊 まつなかた ける		無
理事	高橋怜佑 たかはしり ょうすけ		無
理事	杉山壱哉 すぎやまい っさ		無
理事	佐藤駿 さとうしゅ ん		無
監事	金尚志 こなおし		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

秋田県内の社会人、大学生を中心としたサッカー・フットサル団体として、1999年に設立。

秋田県立大学フットサルサークルと合同活動を始め、競技フットサルのみの活動へ移行。TOPチームは東北フットサルリーグ、2ndチームは秋田県フットサルリーグに所属し、大学サークルは秋田県立大学競技フットサル部となり、社会人と大学生が融合したユニークな形の団体となった。

東北フットサルリーグに所属し、大学チームが競技フットサル部になると、秋田県立大学の大学生を主体として、東北フットサルリーグのホーム試合においてはフットサルを通じて地域を活性化させる活動をし、秋田県立大学競技フットサル部主催の秋田県内の高校生と企業を結び付けるフットサル大会を開催するなど地域活性化を目的とした競技以外の活動が増えてきました。フットサルの魅力を伝え、フットサルを通じた活動を続ける中で、秋田県内の企業に就職し、競技フットサルを秋田で続けたいという選手が増加してきました。また、高校生のフットサル大会に参加した高校生が進学先に秋田県立大学を選択するようになりました。

こうした成果が見えてきた中で、競技フットサルを通じて秋田県の人口減少問題の解決に寄与できるのではないかという考えに至りました。私たち自身の貢献は小さくとも、様々な分野で地域活性化を行い、その小さな力が集まることが大きな変化を生みます。その一つになることを目的とします。

具体的な活動としては、他県から入学した秋田県立大学の卒業生が秋田県に就職し、秋田県内企業の就職促進と人口増加に寄与します。

高校生のフットサル大会やU-18フットサルチームの活動を通じて、フットサルの継続に魅力を感じて秋田県内の大学に進学する、または秋田県の魅力ある企業と大学生・高校生の架け橋となり、秋田県内の就職を選択する人口を増加させます。

体育館施設から大会運営の委託やスクール運営の委託を受けるようになり、また、私たちの活動に賛同してくれる企業からの寄付・補助金を受けるようになりました。

秋田県外のチームを呼んだ大会を運営し、地域経済に寄与することも考えてます。

大学生と社会人の融合団体、体育館施設からの委託事業、地元企業からの寄

付・補助金を受けるにあたって、非営利性や、会計等を公開することによる高い透明性というNPO法人の特徴を重視し、NPO法人を設立することが最適だと考えました。

高校生以下を対象とした下部組織やスクール、大会運営等を行うにあたる契約においてもNPO法人の設立が望ましいという考えに至りました

2 申請に至るまでの経過等

2024年 8月 6日 発起人会開催

2024年10月12日 JPSA秋田支部主催セミナー参加

2025年 1月 4日 設立総会開催

2025年 1月 4日

特定非営利活動法人の名称 NPO法人 レセンス秋田フットサルユニオン

設立代表者

氏名 佐々木 大輔

3s 様式例「設立当初の事業年度の事業計画書」

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日 から 2026年3月31日 まで

NPO 法人レセンス秋田フットサルユニオン

1 事業実施の方針

・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

スポーツ大会並びにイベントの企画・運営・支援事業

カテゴリー別のスポーツチーム運営事業

スポンサー広告事業

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日 時 (B) 当該事業の 実施予定場 所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
スポーツ大会 並びにイベ ントの企 画・運営・ 支援事業	秋田県内の学生がフット サルを通じて企業認知の 機会を創出する	(A) 年1回 (B) ナイスアリ ーナ (C) 10名	(D) 地域住 民、近隣 住民、県 内学生 (E) 不特定多 数	300
カテゴリー別 のスポーツ チーム・ス クール運営 事業	TOP チーム GERANT、秋田 県立大学競技フットサ ル部、ALTESAO の運 営・育成・強化	(A) 週2～3回 (B) 秋田県内の 体育館 (C) 所属選手兼 スタッフ	(D) 地域住 民、近隣 住民、県 内学生 (E) 不特定多 数	2,500
地域スポーツ 振興事業	今年度は実施しない			
スポーツ施設 の管理・運 営事業	今年度は実施しない			

スポンサー広告事業	企業からの寄付金、スポンサー等で広告宣伝活動を行う。	(A) 適宜 (B) 指定なし (C) 1 人	(D) 企業 (E) 不特定多数	300
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	今年度は実施しない			

様式例「翌事業年度の事業計画書」

翌年度の事業計画書

2026年4月1日 から2027年3月31日 まで

NPO 法人レセンス秋田フットサルユニオン

1 事業実施の方針

スポーツ大会並びにイベントの企画・運営・支援事業
スポンサー広告事業

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
スポーツ大会 並びにイベントの企画・運営・支援事業	秋田県内の学生がフットサルを通じて企業認知の機会を創出する	(A)年1回 (B)ナイスアリーナ (C)10名	(D)地域住民、近隣住民、県内学生 (E)不特定多数	300
カテゴリー別のスポーツチーム・スクール運営事業	TOP チーム GERANT、秋田県立大学競技フットサル部、ALTESAO の運営・育成・強化	(A)週2～3回 (B)秋田県内の体育館 (C)所属選手兼スタッフ	(D)地域住民、近隣住民、県内学生 (E)不特定多数	2,500
地域スポーツ振興事業	今年度は実施しない			
スポーツ施設の管理・運営事業	今年度は実施しない			

スポンサー広告事業	企業からの寄付金、スポンサー等で広告宣伝活動を行う。	(A) 適宜 (B) 指定なし (C) 1 人	(D) 企業 (E) 不特定多数	500
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	今年度は実施しない			

様式例「設立当初の事業年度の活動予算書」

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日 から 2026年3月31日まで
NPO法人レセンス秋田フットサルユニオン
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
.....		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	2,600,000		
施設等受入評価益			
.....		2,600,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....		0	
4 事業収益			
自主事業収益	500,000	500,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....		0	
経常収益計			3,100,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,700,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計	1,700,000		
(2) その他経費			
会議費	70,000		
旅費交通費	350,000		
租税公課	10,000		
印刷製本費	40,000		
消耗品費	180,000		
保険料	50,000		
諸会費	700,000		
その他経費計	1,400,000		
事業費計		3,100,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			3,100,000
当期経常増減額			0

Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

（注）重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

様式例「翌事業年度の活動予算書」

翌事業年度 活動予算書
2026年4月1日 から2027年3月31日まで
NPO法人レセンス秋田フットサルユニオン
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
.....		0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	2,600,000		
施設等受入評価益			
.....		2,600,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....		0	
4 事業収益			
自主事業収益	700,000	700,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....		0	
経常収益計			3,300,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,800,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計	1,800,000		
(2) その他経費			
会議費	70,000		
旅費交通費	415,000		
租税公課	15,000		
印刷製本費	70,000		
消耗品費	180,000		
保険料	50,000		
諸会費	700,000		
その他経費計	1,500,000		
事業費計		3,300,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			3,300,000

当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。